

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成29年3月2日(2017.3.2)

【公表番号】特表2016-504133(P2016-504133A)

【公表日】平成28年2月12日(2016.2.12)

【年通号数】公開・登録公報2016-010

【出願番号】特願2015-554181(P2015-554181)

【国際特許分類】

A 6 1 F 2/24 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 2/24

【手続補正書】

【提出日】平成29年1月26日(2017.1.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

患者に用いる弁輪形成移植片の形状および／またはサイズを容易に選別可能とするための医療機器であって、

近位端および遠位端を有するカテーテルと、

少なくともその一部が前記カテーテルの内部に配置され、操作者側端および測定側端を有する伸展部材と、

を備え、

前記伸展部材の測定側端は、患者の僧帽弁を一例とする心臓弁の少なくとも1つの交連部に対して並置されるよう、前記カテーテルの遠位端から相対的に伸展可能であり、

前記伸展部材の測定側端は、少なくとも1つの交連部において弁輪形成移植片を案内するための手段を備える、ことを特徴とする医療機器。

【請求項2】

前記案内するための手段は、ループ形状またはC形状を有する、請求項1に記載の医療機器。

【請求項3】

少なくとも、前記伸展部材の測定側端での、前記心臓弁に配置した前記カテーテルの遠位端から前記少なくとも1つの交連部までの伸展長さを、前記弁輪形成移植片の形状および／またはサイズの選別に関する尺度の基準とする、請求項1または2に記載の医療機器。

【請求項4】

前記弁輪形成移植片の形状および／またはサイズに関連する前記尺度は、前記伸展部材の操作者側端に表示される、請求項1～3のいずれか一項に記載の医療機器。

【請求項5】

前記伸展部材の測定側端は、前記僧帽弁の交連部の各々に向かって分離可能な2つの部位を備える、請求項1～4のいずれか一項に記載の医療機器。

【請求項6】

前記2つの分離可能部位は、前記カテーテルから伸展されると、前記カテーテルの近位端の方向に沿って延びる平面内に整列する、請求項5に記載の医療機器。

【請求項7】

前記 2 つの分離可能部位は、互いに逆向きの傾斜分離角度で分離する、請求項 5 または 6 に記載の医療機器。

【請求項 8】

前記 2 つの分離可能部位は、前記伸展部材と一体化した連続体である、請求項 5 ~ 7 のいずれか一項に記載の医療機器。

【請求項 9】

前記 2 つの分離可能部位は、前記伸展部材の測定側端に接合されている、請求項 5 ~ 7 のいずれか一項に記載の医療機器。

【請求項 10】

前記伸展部材に接続されて、前記伸展部材に加えられた操作力を検知する力検知部を更に備える、請求項 1 ~ 9 のいずれか一項に記載の医療機器。

【請求項 11】

前記伸展部材は、前記少なくとも 1 つの交連部に対して並置されるよう、前記カテーテル内に回転配置される、請求項 1 ~ 10 のいずれか一項に記載の医療機器。

【請求項 12】

前記伸展部材の測定側端は、前記弁輪形成移植片用に、固定具を少なくとも 1 つの交連部に取付けるための固定手段を備える、請求項 1 ~ 11 のいずれか一項に記載の医療機器。

【請求項 13】

前記固定具は、少なくとも 1 つの案内部またはリングを備える、請求項 1 2 に記載の医療機器。

【請求項 14】

前記伸展部材に配置した弁尖制限部を更に備える、請求項 1 ~ 13 のいずれか一項に記載の医療機器。

【請求項 15】

前記弁尖制限部は、送出モードから拡張モードへ自律的に拡張可能である、請求項 1 4 に記載の医療機器。

【請求項 16】

前記伸展部材は、单一連続部材または一体型ループとして形成される、請求項 1 ~ 4 , 10 ~ 15 のいずれか一項に記載の医療機器。

【請求項 17】

前記伸展部材は、前記カテーテルの遠位端から外方へ湾曲する末端部を有する連続ループを含む、請求項 1 6 に記載の医療機器。